

令和5年第1回定例会

(第3日)

令和5年3月7日

令和5年第1回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和5年3月7日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

12番 原 田 淳

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦

平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

12番、原田 淳議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。また、7番、福士 稔議員より、遅れる旨の連絡がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。本日は、一般質問通告一覧表の第5席から第8席までを予定しております。

第5席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） おはようございます。一般質問2日目となります。16番、日本共産党の齋藤律子です。

今回は、大きな項目が3つ質問として取り上げます。1番目、2番目はこれまでも取り上げた問題です。3番目は農業の問題についてお尋ねをしたいと思います。

それでは最初の質問は、加齢性難聴者に対する補聴器購入助成について質問をします。耳の聞こえづらさは、周囲とのコミュニケーションが取りづらくなることにより、日常生活を不便にしたり、社会参加の機会が減少し、認知症発症の原因にもつながると言われています。

私の周りでも、補聴器を使用する高齢者が増加しています。補聴器を使用することによって、これまで自粛していた活動に参加ができ、より活動的になったとの声が寄せられています。

しかしながら、補聴器の価格は大変高く、現在、公的補助は身体障害者手帳を持つ重度の聴覚障害の方のみの対象となっています。高齢者の社会参加の促進、生活支援、認知症発症予防のため、中等度の難聴者に対して補聴器の購入を助成する考えはないか、お尋ねをいたします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問の、補聴器の助成についての御質問に関しましては、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成についてお答えいたします。難聴の方を含む聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者につきましては、国・県の補助を受け、補聴器の購入費用について公的助成を行っているところでございますが、議員御指摘の高齢者で中等度の難聴の方につきましては、助成の対象とはなっておりません。

一方で、国では現在、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の予防研究として、運動や難聴等の危険因子に対する予防介入研究が現在も行われているところでございます。研究成果では、高齢による難聴者に対し、認知機能と聴力両方のスクリーニングを行い、適切な時期に補聴器を導入することにより、高齢者の健康寿命の延伸、QOL改善、い

わゆる生活の質の改善に寄与し得るとの結論が示されております。

しかし、国がこの研究成果を受け、身体障害者手帳の交付対象者と同様の補助制度を創設するのか、現在動向が示されていない状況にあります。

齋藤律子議員には、令和2年9月の定例会においても同様の御質問をいただきましたが、補聴器の公的助成につきましては、このような状況を踏まえ、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それでは再質問をいたします。この問題を過去にも取り上げてきたんですが、子育て支援は大変充実をしているのに、高齢者の支援は本当に乏しいという高齢者からの声がありますので、これからも導入まで続けていくことになるかと思えます。

令和2年に質問したときは、全国でも35自治体ぐらいです。ところが、昨年暮れに、もうそれが120自治体にも拡大をしております。部長が答弁したように、認知症の適切な時期に補聴器をすると、やはり予防がなされるのではないかという、こういう研究があるからこそ、各自治体でも導入するところが増えていると思えます。

1番は新潟県です。新聞で読んだんですが、新潟県の30自治体のうち、26自治体ですか、八十数%に及ぶ自治体が実施しているということです。あと北海道や東京都、こういうところに拡大をしているのが実態です。

今、認知症が多くなって、2025年は5人に1人とかそういうふうに言われている時代でもありますので、やはりこの補聴器の問題は考えていかなければならないと思っております。

まず補聴器を売っている方に、聞こえがよく、あまりトラブルがないのが40万円以上だということも、私、聞きました。まあ高いの売りたいのかもしれませんが、そういうことで、大変お金がかかる。補聴器をあつらえた方は、車1台分だって言ってる方も、どの金額を指して言うのか分かりませんが、そういうことも言ってる方もいます。

ということで、この問題、高齢者の支援にもつながるわけです。また認知症の予防にもつながるわけですが、動向を見てということですので、同じ質問を繰り返しても平行線をたどるばかりですので、これはこれで早期に実現してほしいということを言いました、次の質問に移りたいと思えます。

2番目の質問に移ります。2番目の質問は、18歳以下の国保税の均等割無料化について質問をします。国民健康保険税の徴収は、均等割、平等割、所得割、資産割のこの4項目でこれまでは徴収されてきました。令和4年12月議会で条例改正が行われ、令和5年度からは、宅地や家屋等や農地などに課せられてきた資産割が廃止されることになっています。均等割は人头割とも言われているとおり、その世帯の頭数に課せられる税金です。ゼロ歳からの子供にも賦課される方式となっていますので、世帯に子供が増えれば、その人数分、国保税も高くなる仕組みになっています。

令和4年度からは、子育て世帯の負担軽減を推進するために、国は小学校入学前の未就学児を対象とし、均等割額を5割軽減する制度が開始されています。子育て支援制度に重点を置いている平川市でありますので、18歳以下の国保加入者の均等割額を無料にするべきだと思えますが、いかがでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 18歳以下の国保税の均等割無料化についての御質問は、財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） それでは、18歳以下の国保税の均等割無料化についてお答えいたします。議員御指摘のとおり国民健康保険税の均等割額は、子供を含めた被保険者数に税率を乗じて算定されております。令和4年度からは、国保加入世帯の子育て支援として、未就学児の均等割を5割軽減しております。

未就学児の軽減後の均等割、さらには子供医療費の拡大に合わせ、18歳以下の均等割全額を無料にすべきとの御意見でございますが、現在、全国知事会や全国市長会では、国民健康保険の子供に係る均等割保険料軽減の対象年齢の拡大や軽減額の拡充について、国に対して要望しているところであります。

当市といたしましても、18歳以下の均等割の軽減については国の責任と負担によって法整備を進めていくべきと考えております。このことから、現時点においては、当市独自で18歳以下の均等割を無料にすることは考えておりませんが、引き続き国や県の動向を注視してまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 国や県の動向を見てといういつもの答弁ですが、この試算を、担当課にも御協力いただいております。すると、市の財政にとっても厳しいものがあると思いますが、そんな大きな額ではないのかなと思います。いずれ、子供の医療費も9月の分から18歳まで無料ということですので、やはりこの医療費が、収入のないゼロ歳からも頭数で取られるっていうことでは、やはり少子化にも逆行するものだと思いますので、知事会、全国知事会、市長会も、これを国に訴えていると思うのです。

そういうことから、その先頭に立ってきた平川市としては、これをやっぱり率先してやるべきではないかなと思いますが、大体、試算をして、どのくらいあれば十分にできると思っておりますか。お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） およそ1,000万円弱程度の負担だと見込んでおります。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 約1,000万円。そのときの状況にもよるかと思いますが、あれば実現できる。そういうのもやっぱり、子育て支援ナンバーワンを目指している平川市は率先してこういうことを示して、やはり国全体が早期に実現できるようにやっていただきたいなと思います。このこともですね、過去にも取り上げてきましたが、これ以上いろいろ言っても、この場ではやるようにはならないので、まずこれは、要望としますが、市長。市長にお願いがあります。伺います。

全国市長会でもやっぱり、平川市の声として届けてくれることを約束してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員のほうから、全国市長会の場でこの国保税の均等割の無料化ですか、約束できないかということでもありますけれど、全国市長会に関しまし

ては、これは県の市長会、それから東北市長会を経由して、その上で全国市長会のほうに決議として提出するということになっておりますので、まずは県の市長会での議論というのが必要になると思います。ですから、議員御指摘の、そのまま全国市長会で発言して約束していただきたいということにはならないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 県の市長会で、ぜひこの声を強めていただきたいと思います。そして国にそれを届けてですね、やはり、国でも異次元の少子化対策などと言っておりますので、ぜひその声を地方から上げてくださることをお願いいたします。

それでは3番目の質問に移ります。3番目の質問は、食料自給率向上についてお尋ねをします。日本の食料自給率は2020年のカロリーベースで37%、コオロギなど昆虫食の導入を提案するなど深刻な現実となっております。今回は国が発表している2つの政策について、基幹産業が農業である平川市はどのような対応をして未来につなげていくのか、市長並びに担当課の考えを聞きたいと思います。

政府が5年ごとに実施している農林業センサスの2020年の結果は、歴史的に続いてきた農業の衰退の流れがさらに加速していることを浮き彫りにしました。農業の中心的な担い手である基幹的農業従事者は5年間で23%も減り、その中で65歳以上の割合は69.6%を示しています。この厳しい実態は、国の亡国的な政策で、近い将来、高齢農業者の大量離農、担い手の一層の激減が不可避であることを示しています。耕作放棄地が広がり、その結果として全国の経営耕地面積の減少も早まっています。こうした実態は、日本の農業の生産基盤が人と農地の両面で弱体化が加速し、崩壊が広がっていることを示すものにほかなりません。

それに加え、地球温暖化などの影響で食料生産が不安定化する一方、途上国の人口増加や経済成長で需要は増大し、世界の食料事情が逼迫傾向を強めています。最近は、豪雨や干ばつによる輸出国の不作、コロナ禍による国際的な物流の混乱、また経済回復など、複合的要因が加わり、世界の食料品価格が軒並み高騰してきました。また、それに拍車をかけたのがロシアによるウクライナ侵略です。戦争が長期化すると、食料の海外依存に頼る日本はすぐさま影響を受け、物価高騰が続き、第二次世界大戦以来の食料危機が起きかねないと指摘されています。

それでは、(1)水田活用の直接支払交付金について質問をします。国は一昨年暮れに、水田活用の直接支払交付金の大幅カットを打ち出しました。米価暴落に苦しむ農家にとって大打撃となっております。水田活用の直接支払交付金は、水田に主食用米以外の作物を作付した場合、麦、大豆、飼料作物など、作物や面積に応じて支払われてきた交付金です。これを、水田機能を失った農地は交付金の対象にしない、今後5年間水張りをしない場合は対象から外すなどと言うのです。転作面積が増える中、地域でその多くを担うようになった大規模経営や集落営農は、交付金収入が経営の維持に欠かせないものになっていきます。

これは長年、国の減反政策に協力し、転作作物の定着に頑張ってきた農家に対する裏切り行為だと農家は叫んでいます。盛土をして畑に転換した農地については交付金は支払われないことになることから、今後ますます耕作放棄地の増加が懸念され、平川市の

基幹産業である農業がさらに衰退にもつながりかねないと考えています。

そこで、お尋ねをします。平川市において、今後、交付金対象外となるだろう農地の面積と品目についてお知らせをしてください。また、今回の措置で、国から切られる畑地化された農地での農業生産について、食料自給率の観点からも、どのように戦略を考えているのかお知らせください。戦略がないなら、考えをお尋ねします。

続いて、(2) みどりの食料システム戦略についてお尋ねをします。みどり戦略とも呼ばれています。国は令和3年5月に、新たな農政の指針として策定したみどりの食料システム戦略を発表しました。その後成立した関連法で、自治体にも一定の取組が求められることになっています。

2050年まで国が目指す目標が4つほどあります。その中で、オーガニック市場を拡大しつつ、国全体の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%の100万ヘクタールまで拡大する目標を掲げています。このような大胆な目標にどのような戦略を持つのか、本気度が見えないところではありますが、有機農業を化学肥料、農薬を使わない農法と狭く捉えていることも気になります。この農法は、土作りや防除など課題が多く、大規模経営ではなかなか難しいものであります。意欲ある小規模農家が連携し取り組むべきものと感じています。

安全・安心を掲げ、経済を回す力もあると考えられることから、平川市はみどり戦略の目標に対し、どのような戦略を考えているのか、お知らせください。2050年まで25年以上あるわけですが、これが忘れられることなく持続的に日本の食料自給率に寄与するためにも、戦略を持つべきと思います。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 初めに、水田活用の直接支払交付金についてであります。国の食料自給率は、食生活の変化に伴って自給率の高い米が減少し、飼料や原料を海外に依存している畜産物などの消費が増加してきたことにより、長期的に低下傾向が続いております。

令和3年度では、国産農産物の生産量の増加や外食需要の回復等により、カロリーベースでは前年度より1ポイント高い38%となっており、国は令和12年度までに45%まで高めるとする目標を掲げております。その施策の1つとして、令和5年度経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金では、米の需給調整との両立を図るため、自給率が低い麦、大豆、飼料用米等の振興と、畑地化による野菜など高収益作物等の定着を推進しているところであります。

こうした中、議員御指摘のとおり、国は湛水能力が無く畑地化された水田においては、5年間水張りが行われない場合、交付対象から除外することとし、現行のルールを一層厳格化させました。

本県の自給率は、令和2年度では125%と全国有数の自給県であり、その中で農業を基幹産業とする当市は、国内の食料供給をはじめ、耕作放棄地の解消や環境保全などの一翼を担っているものと認識をしております。

国は食料安全保障強化政策大綱において、食料生産の安定に向け、過度な海外依存から脱却し、国内資源の活用への大きな転換を目指すとともに、適正な価格形成がなされるよう、環境整備を進めていく旨を示しております。今後の国の具体的な検討状況を注

視し、引き続き自立した農業経営の安定が図られるよう、JAなど関係機関と連携しながら、地域の特色を生かした魅力ある産地づくりに努めてまいります。

今後、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となることを見込まれる、当市の水田の面積等については、後ほど経済部長より答弁させます。

次に、みどりの食料システム戦略についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、国のみどりの食料システム戦略では、持続的な農業生産に向けた具体的な取組として、化学肥料や化学農薬を使用しない、環境負荷の低減に配慮した農法である有機農業において、全耕地面積に占める割合を現在の0.5%、面積にして2万4,000ヘクタールから、2050年までに25%の100万ヘクタールまで拡大することを目指しております。

有機農業では、化学肥料や化学農薬の使用が制限され、病害虫や雑草の防除対策に多くの労力を要し、効率的な生産が難しい面もあります。今後、多くの農業者が取り組めるよう、2040年までに、次世代有機農業に関する技術を確立する目標も掲げられているところでありますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

このほかの御質問は、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、初めに今後交付対象外となることを見込まれる当市の水田の面積等についてお答えをいたします。令和4年度実績ベースで申し上げますと、全体の水田面積2,877ヘクタールのうち、131ヘクタール、約5%が見込まれており、主な品目では、地域振興作物として位置づけられるトマト、ミニトマト、ニンニクなどとなっております。

次に、有機農業をはじめとする、環境負荷低減に向けた取組方針についてお答えをいたします。みどりの食料システム戦略では、地域に応じた各種の施策が求められており、青森県では、国の基本方針に基づき、本年4月から運用開始に向け、市町村と共同で、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の策定を進めているところでございます。この計画では、令和8年度までの取組目標を掲げ、県及び市町村が連携し、有機農業における地域のモデル的な取組事例を創出し、その事例の横展開に向けて取り組むこととしており、今後、具体的な取組方針が示される予定となっております。

当市としましては、生産現場の声を聞きながら、取組を模索してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まだまだこれからというところで、市のほうの答弁ですと先が見えないものとなっております。まずその（1）の、今回その交付金がこれから受けられなくなるであろう面積は131ヘクタール、それはトマトやミニトマト、ニンニクを栽培しているということですが、これは全部活用されてるんですか。まあ、これまでやってきた中でも、トマト農家であったけどやめてしまったところもあります。そういうのはカウントされてなくて、実際全部作付されているところか、まず聞きます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問、131ヘクタールにつきましては、当然産地交付金の対象でございますので、販売されている農作物となっておりますので、作付され販売されている部分についてでございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、これから離農する方が多くなるわけですね。これはこのままずっと持続していくってことにもならないと思います。そういった場合にやはりどうするのかということで、今の答弁から察すると、高収益の作物をとということですが、高収益の作物、どんなことを考えていますか。お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 高収益作物につきましては、国のその交付金の対象としてい
る中で、戦略作物というのがございまして、麦、大豆、飼料作物、それから飼料用米、
米粉用米などとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 高収益、これ市長も言ってます。これが麦、大豆、飼料用作
物ということですね。いろいろ金額が低いけど、水田交付金があったために、農家の人
たちは、大豆やら麦やら飼料用作物、作ってきたんです。これが廃止されると大変です
ね。高収益はそれでよろしいのですか。

それから特色ある、魅力あることをやっていくんだという、JAとも連携してって市
長の答弁でした。その地域の特色、どういう特色がありますか。お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 地域、その魅力ある産地づくりということで、冬場は特に農
産物、こちらは弱いわけですがけれども、本来はその部分にですね、ある程度の農産物
の生産というのは必要かと思えますけれども、現時点では今ある農地の有効活用、議員
が御指摘されるような耕作放棄地にならないようにですね、農地の有効活用しながら、
現時点で作付されているトマト、ミニトマト、ニンニク、そういったものを持続的に生
産できる産地づくりをしたいということから、魅力ある産地づくりという言葉で示させ
ていただきました。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 冬の農産物、冬の農業のことも言っていますが、それにトマ
トやミニトマト挙げてます。冬も栽培するということですか。そうすると、トマトなど
は大変な経費がかかります、冬は。これ何人やれるか。大変なんですよ。こういうこと
で、ちょっと考えが甘いと思いますが。

今、主食である米が駄目になったと。市長の答弁だと、食が欧米化したわけでしょう。
それでそういう牛肉やら、バターやら、何かそういうのが、市長の答弁は具体的には言
っていませんが、そういうことが増えてきたので、前はよく米を食べる人が減ったとか
少なくなったとか、そういうことも言っていました、今、そういうことで、欧米化した
ことを挙げてますね、食が。私もちょっと整理つきません、今の答弁だと。冬の農産物、
持続的にやるんだと。ミニトマト、トマト。これは加温しなきゃいけない。暖房、もの
すごい暖房。トマト、夏のものですから。そういうことは合わせれば、大変で、誰彼み
んなやられないんですよ。だからどうやってやっていくのかってことを聞いてるんです。
この地域をどうやって魅力化して、生活していけるかですよ、農家の人が。それをお
尋ねしているわけなんです。そこに戦略持たないと。経済部はドル箱ですよ。ここを頑
張らなきゃ、基幹産業頑張らなければ、市に税金も何も入ってこないことになるわけで

すから。そこが活性化しなきゃならない。じゃあどうしていくか。高収益はミニトマトやニンニクと言っていました、シャインマスカットやら何やら、前言ってましたね。でもみんながそれ作れるわけではないんです。いろいろ作れるわけではないので、どこに戦略持つかですよ。

海外の依存から脱却するためにいろいろ言ってますが、北国ですから、南のほうの農産物はできませんね。マンゴーなどもいろいろ作って高い値段で売ってるところもありますが、高収益だからといって、やれないものもあるんです。だからこの土地の魅力を、土地の特色を生かして何をやるか。そこどう考えてるか、私は聞きたいんです。経済部であれば平川市のよさをみんな分かっているんじゃない。平川市のよさ、何でしょうか。お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平川市のよさは何かというふうな御質問でございますけれど、平川市のよさは自然が豊かなこと、また人の人情がきめ細やかで優しいこと、それから、多くの農産物が取れることなどが挙げられると思っておりますが、当初の今回の齋藤律子議員の御質問は、水田活用の直接支払交付金についての御質問でございました。基本的にこのところで考えていただきたいのは、なぜ国がこういう事業を展開するようになったかということをお理解いただきたいんですが、日本の食料自給率は確かに、40%切っております。ところが、米に関しましては、先ほど答弁でも申し上げましたが、当市においてでも100%を超える自給率でございます。国としては、総合的に、私どもが生きていくために必要な食料、米のみならずほかのものも作付して、そして海外から多く農産物を輸入しなくてもいいような体制にしていかなければならないと考えがあるものと私は推察しております。

そういう中であっては、米じゃなくして、ほかの作目で、高収益、また収量も多く上げられる、そういう農業の展開が必要になってくると思っております。ですから、これから国の政策がどういうふうになってくるかまだ分かりませんが、私としては、そういう田んぼを完全な畑地化して、米に頼らず生産できるような農業の体系っていうものをつくっていかねばならないと思っておりますし、そのためには、水田のままで、また水を張って水田に転換できる土地であれば、高収益は望めません。ですから、完全な畑地化した、そういう支援策っていうのは必要になると思っておりますけれど、国民が生きていく中において、全体的な食料の自給率の向上、米のみならず、そういうのも目指していくということが、今回の国の政策を変えた一つの方向だと思っております。

ですから、現在、確かに暗渠栽培とかそういうふうな土地改良はしていないかもしれませんが、ニンニクやトマトなどを付けて、そして収益を得ている。そういうところは、今度は水田にまた転換するかというと、そうではないんです。水田に転換する農地に対してのこの交付金でありますので、それは省くということが、国の方針として出されたということです。

ですから、そのところを議員には御理解いただいて、その中であって、生産力が低い土地を生産力が高い土地に転換することによって、高収益にもつながっていくものと思っておりますので、今後も、国のほうにも、そういう面での支援というのは求めてまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 水田活用の直接支払交付金、これが今、切られることに対して質問しているわけですね。その答弁に対してやり取りをしてるわけですが、その水田活用の直接支払交付金が切られると、やはりこれから、そのほかの方もですね、ますますやめていく方が出てくるんですよ。高齢化になってますから、離農していく方が増えていく。こういうところで、じゃあその農地をそのままにして、草刈っておくのか。草刈るだけだと何も生きがい生まれません。こういうことを言ってます、この平川市の方たちも。中山間地環境保全にとって大切ですよ。大切だけど、草刈るだけだったら何も生きがい生まれません、こういうことを言ってるんです。

ですから農民は、物を作ってこそ農民なんですよ。そういうやる気のある人たちに、これだったら続けていけなくなると、みんな離農していくのを黙って見ているのか。高齢者でもやれることがあると思うんですよ。そういうところに戦略持ってほしいと、私は言っているわけです。高収益、高収益って言いますが、やはりこれは、これまでの国のこの農業政策が、本当に深刻なものになってしまったという、悪い意味ですよ、そういうことになると思います。

この米の問題で全然論じられてこないのは、外国から輸入しているミニマムアクセス米ですよ。77万トン。もう当たり前のように毎年輸入ささってきてます。市長は、これに対してどう思いますか。これがやはり減反政策強めてきた原因だと思っていますが、ここには一切、近頃、触れなくなってきた。役人の方もですね、まあ初めは食べる人口が減った、いろいろ言ってきます。食の文化が変わった、米を食べる人が減った、それはいろいろ外国の戦略もあるかと思いますが、そういうところでこのミニマムアクセス米、このことで、義務米として輸入してきて、そのために減反させてきたので、その市長には、そのミニマムアクセス米に対しての見解を問います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） ミニマムアクセス米に対する私の見解ということでございますけれども、国の政策として、ミニマムアクセス米、これはいわゆる貿易の均衡を図るという意味合いもあって、他国から米を輸入しているということでございます。

これは、日本は貿易立国でありますので、いわゆる輸出はもちろんそうですけれど、同時に輸入等もしながら外貨を稼いで、その中で経済を循環させていくっていうふうな日本の経済システムであるというふうに思ってます。その中であって、いわゆるほかの国との協定の中であって、ただ日本のものを輸出するだけではなくして、自分たちの地域のものも輸入して、そういうふうな、いわゆる交換とまでいきませんが、そういう意味合いを持つてのミニマムアクセス米でありますので、現在の国の経済状況、あるいはこの経済体制の中では、貿易国としてやむを得ないものというふうには思ってます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 見解が不一致なわけですから。いろいろこの納得いく答弁は駄目だけでも求めましたけれども。やはりその中ででも、ちゃんとやっているところがあるわけです。国の言うとおりにやるのは大変簡単です。そのままやればいいわけですから。それを工夫して、どうしたらやっぱりその平川市の農業を守っていくのか、これをやっぱりちゃんと考えてですね、本気になってやってほしいと思います。

(2)のみどりの食料システム戦略についてもそうです。まず、この農地を25%広げる、皆無の平川市では有機農業を25%広げるとしたら、どうしますか。これ黙っていて、どうしようどうしようって言ってたら、あっという間に過ぎて、あと2050年には、この中で何人生きているのでしょうか。だんだんつながっていかないと分からなくなって、うやむやになってしまうような戦略ですよ。このみどり戦略の中に書かれているのは、持続可能な輸入です。もう日本農業、作物作る、そういうことを諦めた戦略が書かれてるんですよ。ですから、この有機農業を小さくてもいいから確実にですね、これ全部増やすと大変なことだと思いますが、もう今から始めないとあっという間に2050年来てしまいます。

その中で、こういう安心・安全な有機農業で作られた作物を学校給食にやっているとところもあります。何かしら一つ、できるところから戦略を持って始めていってほしい。国がどんなことを言うだろう、県がどんなことを言うだろうと待っていたら、もう出遅れてしまうんです。そこでやっぱりアイデアを持って、経済部は特にアイデアを持たなければ、平川市の基幹産業は衰退の一途をたどるのではないかと思います。

それを訴えて、8分残しました。次の質問時間に、休憩時間にも反映させていただきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 先ほど、答弁のほうで、高収益作物は何かと御質問いただいた際、私のほうから、麦、大豆、飼料作物等という答弁を差し上げましたが、正しくは、トマトとか野菜とか、そういった作物が高収益作物という考え方でございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6席、工藤秀一議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（工藤秀一議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○6番（工藤秀一議員） 第6席、議席番号6番、誠心会、工藤秀一です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で早速質問をさせていただきます。

1 ゆうえい館と道の駅いかりがせきについて、(1) ゆうえい館解体後の利活用について。平成10年、旧碓ヶ関村時代、駅前総合開発として特産品直売所、ゆうえい館がオープン、平成11年に津軽関の庄が道の駅いかりがせきに指定、平成12年、文化観光館がオープン、平成17年に温泉交流会館御仮屋御殿がオープン、昭和61年、東北縦貫自動車道が全線開通し、碓ヶ関インターチェンジが設置、津軽観光の玄関口として年間80万人が訪れる複合施設、道の駅いかりがせきであります。

隣接するゆうえい館が令和3年9月で廃止され、解体を予定しております。利活用次第では、隣接する道の駅に多大な影響を及ぼすと思われます。平川市公共施設個別管理計画第1期実施計画では、跡地の利用の在り方を検討しますとしております。跡地活用については、令和5年度に施設解体工事と跡地の駐車場整備工事が実施されると伺っております。その利用目的がなぜ駐車場なのか、お伺いをいたします。

(2) 防災道の駅の指定について。令和4年8月2日から3日、線状降水帯により非常に激しい雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表されました。24時間降水量は碓ヶ関地域188.5ミリメートル、温川179ミリメートル、観測史上1位の記録的なものとなりました。8月9日には平川市及び他市町村にも洪水警報が出され、河川の氾濫、土砂災害や浸水被害が多数発生しております。

国土交通省は、道の駅第3ステージとして、広域的な防災機能を担うため、ハード、ソフト面の対策を強化した防災道の駅を新たに導入し、地域住民や道路利用者、外国人観光客も含め、ほかの防災施設と連携しながら、安全・安心な場を提供することとしております。新たな防災道の駅認定制度は2020年から導入し、2025年度をめどに広域的な防災拠点となる道の駅を選定し、ハード・ソフト両面からの重点を強化することとしております。2021年6月にはハード面では、広域的な防災拠点機能を持つ道の駅は、全国39駅を指定、100か所程度を目指すとしております。また、ソフト面では、地域の防災拠点自動車駐車場に指定された道の駅は2022年3月には全国332駅あります。

2月末に、道の駅いかりがせきは大規模改修工事が完了し、特産品直売所及び文化観光館はフードコートや団体用和室を災害時の避難場所として活用、また、国土交通省による道路情報館が新設され、モニターによる道路情報、授乳室、多目的トイレ、2階には会議室、非常用発電機設置、施設前には障がい者、妊婦用のおもいやり駐車場が新設されました。

碓ヶ関地域は平川の氾濫による浸水は想定されておらず、平川市ハザードマップは作成されておられません。このことから、広域的な防災拠点機能を持った防災道の駅として指定を目指してはいかがかと思いますが、市の考えをお伺いいたします。

(3) ふるさと納税自動販売機の設置について。ふるさと納税は2008年度、地方の産業を活性化させ、都市部との税収格差を縮める目的で始まりました。しかし、総務省のデータによりますと、自治体が寄附を受けた分からは、税収が減った分や経費を差し引いたところ、全国の4分の1の自治体が赤字だったとなっております。そこで、テレビでも放送されましたが、仲介サイトの手数料や返礼品の発送の経費がかからないふるさと納税自動販売機が注目され、設置する自治体が増えているとのことです。

自動販売機の操作は、免許証の読み込み、また、画面をタッチし、氏名、住所を入力、希望する返礼品を選択、僅か2分から5分で、誰でも簡単に操作でき、現金かクレジットカードで支払いし、レシートが発行されます。確定申告に必要な寄附金受領証明書は後日自宅に発送することとなっております。そのレシートを、窓口で寄附額の3割のクーポンに引き換え、市内の加盟する店舗、直売所、旅館、飲食店、温泉などで使用でき、まちの活性化が期待できるとされております。

そこで、お伺いいたします。全国の道の駅連絡協議会によりますと、道の駅を訪れる来訪者の平均は、地域外が約6割、地域内が約4割となっております。観光、旅行、帰

省等で多くの方が立ち寄る道の駅いかりがせきに、ふるさと納税自動販売機を設置してはいかがかと思えます。当市の考えをお伺いいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員の御質問にお答えをいたします。ゆうえい館と道の駅いかりがせきについての御質問のうち、初めに、私から、防災道の駅の指定についてお答えをいたします。

まず、碓ヶ関地域の浸水想定についてであります。令和3年6月に県より岩木川水系遠部ダム・久吉ダム下流洪水浸水想定図が示され、道の駅いかりがせきも浸水想定範囲に含まれました。

内容といたしましては、千年に一度の大雨によりダムが緊急放流した場合に、最大で3メートル浸水する想定となっております。現在、それらを網羅した平川市全体の防災マップを作成しており、来月には毎戸配布する予定であります。

次に、防災道の駅の制度についてであります。都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅を選定し、重点的な支援を受けることができるものとなっております。国では令和3年6月に都道府県からの提案を踏まえ、防災道の駅として全国に39駅を初めて選定いたしました。

令和3年度に国と県が策定した新広域道路交通計画において、青森県には2か所を位置づけており、1か所目は令和3年6月に選定された道の駅しちのへ、2か所目は道の駅よこはまを次の候補地として位置づけしております。

この計画の見直しは20年から30年後であるとのことであり、また、道の駅いかりがせきが浸水想定区域内にあることから、広域的な防災拠点として選定されることは難しいと推察しております。

しかしながら、道の駅いかりがせきは、今回の改修工事によってこれまで以上に防災機能が強化されましたので、災害時には地域の指定緊急避難場所及び指定避難所として十分な機能は備わっているものと認識しております。

このほかの御質問に関しましては、各担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 私からは、ゆうえい館跡地の利用目的を駐車場とした理由についてお答えいたします。

碓ヶ関屋内温水プールゆうえい館につきましては、先ほどお話しのとおり、令和3年9月をもって廃止したところでございます。その後、跡地利用について検討の際、コロナ渦の前の話とはなりますが、道の駅いかりがせきで実施されている様々なイベントが盛況であったこともあり、現駐車場の許容量を超えてしまい、わざわざ足を運んでいただくお客様に御迷惑をおかけしている状況があると、指定管理者の碓ヶ関開発株式会社より報告を受けていましたところから、その解決策として、今回、駐車場を拡張することとしたものでございます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、ふるさと納税自動販売機の設置についてお答えいたします。工藤秀一議員御提案の、ふるさと納税ができる自動販売機につきましては、

昨年の夏に導入の可能性を検討しておりました。

ふるさと納税の制度においては、返礼品の提供や寄附金の募集に要する経費は、返礼品の提供が寄附金額の30%以下、返礼品の提供を含めた募集に係る経費が寄附金額の50%以下と定められております。

自動販売機を設置した場合の経費は、返礼品の代金、専用サイトやシステムの利用等に係わる経費として寄附金額の約45%を要します。残りの5%の部分で自動販売機の設置に係る経費を負担することになります。これらの経費の合計が寄附金額の50%以下となるよう試算した場合、リース契約の自動販売機を利用した場合の想定で、月300万円程度の寄附金額が必要となります。

また、取り扱う返礼品でございますけども、工藤秀一議員の提案するクーポン券を発行した場合、利用できる範囲は、市内で生産された特産品などの購入や、それから飲食や宿泊などのサービスの利用に限定され、対象外のものと区別した適正な運用が求められることから、設置については非常に難しいものというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） ありがとうございます。それでは、（1）ゆうえい館解体後の利活用について再質問をさせていただきます。

道の駅いかりがせき利用者のための駐車場の拡張であるということでしたが、その利用目的は駐車場限定となるのでしょうか。駐車場からは収益は発生しません。私は道の駅いかりがせきの複合施設として利用すべきと思っております。

道の駅は2022年8月で全国1,198駅が登録されております。以前はドライバーの休憩施設が主な役割でしたが、現在では地方創生、観光を加速させる拠点となっております。

しかし、全国の道の駅の約3割が赤字となっているとのことであります。道の駅は自治体が建設し所有し、国土交通省が登録、民間や第3セクターに委託されているため、赤字になれば税金が投入されております。道の駅はすばらしい道の駅もあれば、残念ながら経営に苦しんでいる道の駅もあります。経営会社が破綻し、登録を廃止した道の駅もあるとのことです。イベント、複合施設、様々な趣向を凝らし進化した道の駅が、満足度の高い施設としてランキング形式で発表されております。

『じゃらん』全国道の駅グランプリ2022では、道の駅なみおかアップルヒルが全国5位となっております。アップルヒルは2022年4月にふれあい広場の遊具が新設、観光りんご園が併設、いろいろな店舗があり、秋のりんご狩り、ラベンダーまつりなど、年間を通したイベントが開催され、魅力ある道の駅として紹介されております。このような魅力的な道の駅で収益向上に向けた取組が必要と考えます。

ゆうえい館を解体し、目的外の使用とならないよう、駐車場限定ではなく、何にでも活用できるような駐車場、また複合施設としての取組が必要と思います。例えば、子供連れの家族が休憩し楽しめる遊具の設置、地域の要望である有料宿泊施設の設置、野外フードコートを設置、また、有料でいつでも誰でも出店し販売できるトラック市など、いろいろと活用のできる駐車場であり、複合施設とし整備計画が必要と思います。市として、駐車場以外に収益向上に向けた計画があるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 駐車場以外の利用目的についてお答えいたします。今回

整備される駐車場につきましては、道の駅いかりがせきの附帯施設という位置づけで、その管理運営については、現行同様、指定管理者による管理運営となります。よって、利用方法並びに利用計画については、指定管理者に委ねられることとなりますので、利用目的については駐車場に限定されるわけではございません。

しかしながら、駐車場整備予定地の具体的な利用計画の有無については、先ほどの答弁と重複いたしますが、現駐車場の許容量の不足による拡張のため、現時点では、駐車場以外の利用計画はないところであります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 指定管理者の運営方針によるということですが、赤字解消には指定管理者だけの経営努力だけではなく、所有者が平川市ですので、税金で補填することがないよう、収益向上に向けた取組と対策を考えていただきたいと思います。

国では、道の駅を地方創生、観光を加速する拠点として、交付金が各省であります。総務省の地域経済循環創造事業交付金、内閣府の地方創生推進交付金など、いろいろありますので、計画し実行していただきたいと思います。何もしなければ、何も変わりません。ちょっとしたアイデアと工夫で大成功することもございます。

兵庫県南あわじ市の道の駅うずしおでは、アルバイトのアイデアで、近隣の施設と連携し様々なタマネギのオブジェを設置、タマネギUFOキャッチャーを設置し、家族連れや若い女性に大人気となり、経営改善につながったとされております。行政としても、アイデアと創意工夫を考えていただきたいというふうに思います。

それでは再質問で、収益向上に向けたイベントについて1つお伺いいたします、ゆうえい館跡地を碓ヶ関開発株式会社に指定管理することですので、ゆうえい館跡地に限らず、道の駅いかりがせきとして、市が関与する大規模なイベントを実施してはいかがかと思えます。現在、平川市碓ヶ関地域にぎわい創出事業実行委員会主催のI♡CURRYヶ関カーニバルをはじめ、碓ヶ関開発株式会社で実施する比較的小規模なイベントのみとなっております。

合併して17年目ですが、市が関与する大規模なイベントは実施されていないのが現状であり、平賀地域、尾上地域、碓ヶ関地域間において格差が生じていると感じております。道の駅いかりがせきの大規模改修も終わり、間もなくリニューアルオープンを迎えることですので、碓ヶ関地域の活性化、道の駅の収益向上、平川市をアピールし知名度アップとなると思えますので、他地域からの来訪者が多い道の駅いかりがせきで、市が関与する、ひらかわフェスタのような大規模なイベントを実施してはいかがかと思えますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいま議員のほうから御提案いただきました、碓ヶ関地域での大規模なイベントの開催につきましては、碓ヶ関地域の資源を生かし、どのようなイベントができるのか、地元の団体や、市内のにぎわい創出に御協力をいただいている団体と相談しながら、その可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 検討していただけるということですのでよろしいんですね。ありがとうございます。ぜひですね、平川市のアピールのためにも、イベントのほうを何と

かよろしく願いいたします。

そしてもう1つ、通告しておりませんが、お伺いしたいと思います。関連です。

ゆうえい館が隣接するJR碓ヶ関駅前に、市所有の駐輪場がございます。二、三メートルほどの階段を上りますと、およそ10メートルほどの駐輪施設が2棟あります。駐輪場はほとんど利用されておらず、1年に数回、一、二台の利用があるだけのことですので、駐輪場のスペースを縮小し、ほかのスペースと道の駅として利用してはいかがかと思えます。ゆうえい館の解体整備と同時に、舗装と建物の塗装等の整備をすることで、イベント等に利用できると思えます。また、この場所を借りたいとの声もありますので、検討していただければと思えます。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 議員御質問の駐輪場についてですが、過去の交通事情によれば、自転車で道の駅にお越しになる方が多数おられたというお話を聞いております。また、現在の交通状況では、自家用車でお越しになる方が多いという状況から、先ほどおっしゃられたとおり、今はほとんどの方が止められていないという状況。このことは、ただいま御指摘いただいたことを踏まえて、先ほどの新たな駐車場のほか、このスペースについても有効活用できるように考えてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 有効活用していただきたいと思えますので、何とか検討していただきたいと思えます。

それでは、防災道の駅の指定のほうについてお伺いをいたします。浸水するというところで、3メートルほどということでした。これ排水ポンプを設置しても、道の駅いかりがせきの避難所は洪水により不可となっています。それで、排水ポンプを設置してはいかがかと思うんですが、その点はどのようにお考えか、お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 排水ポンプの配備については、リスク排除の観点からも非常に有効な手段であるというふうに考えますが、道の駅いかりがせき周辺一帯が、今、作成した防災マップの状況であれば、浸水する想定であるため、排水先の確保が課題となってきますので、排水ポンプの配備だけではちょっと対応は難しいものというふうに考えます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 昨日、山田忠利議員も質問をしてございましたけども、碓ヶ関地域は浸水だけじゃないですね。土砂災害の危険区域が非常に多い。そういうことからですね、避難所が心配されます。国道7号沿いに、前にも質問しましたが、避難所がございません。そこを何とか考えていただきたいというふうに思えます。

先ほど質問しましたが、駐輪場、1段高くなっています。もしできるのであれば、そこに宿泊施設を建てていただき、緊急避難所としても対応できるように。で、碓ヶ関駅、JRの駅ですね、これもお話をさせていただいて、緊急時の避難所にできないのか。その辺も考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○**総務部長（對馬謙二）** JR碓ヶ関駅とその駐輪場について、避難所を設置してはいかかというふうな御質問でございますけども、やはりですね、今の防災マップの浸水想定上であれば、道の駅については、指定緊急避難場所及び指定避難所として定められているのは事実でございます。ただ、これ今の防災、大洪水のマップが作成される以前の話でございます。現在は一時的に大洪水になればですね、当然遠部ダム、久吉ダムからの緊急放流も想定されます。大雨洪水以外の緊急避難所、それから指定避難所に道の駅いかりがせきなってますので、そこはいいんですが、大洪水も想定した場合の避難所となれば、やはり道の駅いかりがせきのところは危険であるというふうな判断がなされますので、そうなった場合には、いち早く、別な地域のほうにバスでも何でも出して緊急的に避難させるという考えは持っております。

したがって、今、御質問のあったJR碓ヶ関駅、それから駐輪場についても、避難所の設置については難しいというふうに考えてございます。あくまでも駐輪場的な形で整備をして残しておくのはいいんですけども、新たな建物というのは、やはり今の防災マップの地図の部分、これ後ほどまた議員の皆様にも説明しますが、危険な状態になっておりましたので、ちょっとそこについては難しいというふうに考えます。

○**議長（桑田公憲議員）** 工藤秀一議員。

○**6番（工藤秀一議員）** 新たな避難所っていうのは無理だということで、分かりました。防災道の駅のほうも無理だということでございますけども。

昨年の8月3日、碓ヶ関のほうはかなり大雨が降りましたが、あのときにですね、レベル4っていう段階でありました。私が住んでるところの古懸の不動川は、あと1で氾濫というところまでできましたけども、レベル4でありながら避難しない人が多いんですよ。碓ヶ関も多分そうだったと思います。浸水して初めて避難する人が多い。そうなりますと、避難所は、ようやく逃げてきた方々が避難するわけですから、けが人や病人やらでパニックになってしまいます。そのときに避難所には、碓ヶ関の職員が2人、2回来たきりで、あとはもう対応に追われて来れなかったという状況でございます。避難所は、そうなってしまいますと、大変なことになりますよね。自主防災組織では対応できません。

また、レベル5になりますと、電話等もつながらない状況も考えられます。ぜひですね、その辺も考えていただければというふうに思います。それではこの質問を終わります。

ふるさと納税の自動販売機の設置についてお伺いいたします。ふるさと納税の自動販売機が、月に300万円ほどの売上げがなければならないというようなことで、間違いなかったですか。

このふるさと納税の自動販売機、設置してるところが、ゴルフ場、旅館、ホテル、空港、道の駅などがございます。寄附額はゴルフ場を除いて1万円から10万円に設定し、返礼品は、旅館、ホテルの宿泊券の割引券、飲食店、直売所、地場産品と交換できるクーポンとして、またスマートフォン、QRコード読み込み、電子マネーで使えるとしたところが多いということです。宿泊券、クーポンの有効期限は1年としているところが多いと。

自動販売機の価格は、私が調べたのでは1台500万円。リースもございまして、月92,500

円となっています。これ設置したとすればですね、道の駅の来訪者、これ観光協会の資料では約80万人となってございます。地域外の来訪者が6割ですので、約48万人。総務省のデータでふるさと納税をされる人が約1割ということで、4万8,000人に、1人が1万円の納税すれば、4億8,000万円となります。しかし、前日の山田忠利議員の一般質問で、県の観光入込客数が、道の駅いかりがせきでは10万人ということでしたので、10万人の6割ということで計算してみますと、年間6,000万円という形になると思うんですね。ただ設置していただくだけではなくですね、納税をする人のために、総務省で、ふるさと納税全額控除の目安、年間上限早見表というのがございます。それを貼っていただく。そして年収や家族構成等で、自分の控除の限度額が一目で分かると。そのようなことをすれば、納税する方も増えるのではないかというふうに思っております。なかなか、経費の問題とを考えてみてもですね、とんとんであれば何とかこれ、経済効果もあることだし、やれるのかと思いますけども、その辺はどのように考えてるんでしょう。お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 状況でございますけれども、まず、リースでやった場合には、本体のほう、月15万円の5年間60回ということで、90万円を想定しております。またこれを購入してしまう場合に関しては、自動販売機本体が500万円前後、それからシステムの費用ということもありまして、810万円ほどかかることにはなります。

ただ、やはりこれらをどういうふうな形で寄附額でペイするかというふうなことになれば、先ほども申したとおりですね、リースの場合で月300万円、年間でいきますと3,600万円、それから購入した場合については、単年度でございますけども、総額でですね、毎月1,350万円が必要となります。その12か月分ですので、かなりの金額がかかってくると。で、このコスト、このふるさと納税額を確保しないと、ふるさと納税でかかったコストが50%を超えてしまうので、そうなった場合については、やはりほかのふるさと納税のコストで収まっている、ほかのふるさと納税やっている部分のコストの経費を食っていくこととなりますので、ちょっと今の段階では、この自動販売機のふるさと納税については、採算取れる見込みは立たないというふうな形で、難しいと思われま

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 現状では、自動販売機のほうの価格、また経費の問題もあります。無理だということは分かりました。自動販売機も大分、増えてくれば安くなると思います。そのときにまた考えていただければなというふうに思いますので、何とかその時点でまた検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次の2 公営墓地についてお伺いをいたします。（1）公営墓地の現状と対策について。令和3年8月から、碓ヶ関地域公営墓地の使用者不明、管理者不明の調査をしております。人口減少や少子高齢化により家族形態が変化し、近くに親戚がいなかったり、担う跡継ぎがいなかったりなど、墓地の維持管理ができない問題が、本市だけではなく全国的に発生しております。特に、過疎地域ほど墓の継承者不在問題はスピードが速く、今後さらに深刻化されるとされております。このことから、本市、碓ヶ関地域公営墓地の調査の結果と、ほかの公営墓地は調査されたのか、現状はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 公営墓地の現状と対策についての御質問にお答えをいたします。厚生労働省の統計によると、御遺骨を取り出し別の場所で供養する、いわゆる改葬の件数が主に都市部において増加傾向となっており、墓じまいをする方が増加していると考えられます。

これはライフスタイルが多様化し、お墓に対する価値観が変化したことにより、承継者の不在や将来の負担が懸念されることが要因であると考えられております。しかしながら、お墓の撤去には相当の費用が発生するため、放置されて使用者不明となるお墓が増加し、周辺環境の悪化や使用者間のトラブルの増加が想定されます。

当市の公営墓地の現状につきましては、碓ヶ関地域の公営墓地の使用者不明率が特に高かったため、所有者不明墓地の解消を主な目的として実施したものであります。碓ヶ関地域における公営墓地の使用者調査等については、市民生活部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 私からは、碓ヶ関地域における公営墓地の使用者調査の結果と、その他の地域の調査状況及び現状についてお答えいたします。

まず、碓ヶ関地域の公営墓地につきましては、全墓石数1,176基に対して、使用者不明墓石数が643基となっており、使用者不明率が約55%と非常に高い数値となっていたことから、毎戸配布による周知や寺院からの情報収集、あと現地での聞き取りによる調査を令和3年度から実施しております。

調査の実施により、令和5年2月現在では、使用者不明墓石数が204基に減少し、使用者不明率は約17%まで改善されました。しかしながら、依然として使用者不明墓石が存在することから、調査を継続しているものでございます。

次に、平賀地域の新館公営墓地につきましては、全墓石数812基に対しまして、使用者不明墓石数は2基となっており、使用者不明率は0.25%、尾上地域の新屋町公営墓地につきましては、全墓石数219基の全ての使用者を把握できている状態となっております。

平賀地域及び尾上地域では、碓ヶ関地域のような特別な調査を行わず、従来どおり、死亡届提出時の承継案内や親族等への聞き取り、戸籍調査等により対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） それでは再質問をさせていただきます。碓ヶ関地域の使用者不明率がかかなり高いですね。55%ということ。厚生労働省によると、我が国の死亡者は、2008年に100万人を超え、2040年には約166万3,000人のピークを迎えると推計されてとなっております。死亡数の増加に伴う墓需要の増加が見込まれる一方、出生数が減少し続け、墓の継承者がいない問題が深刻となるとされております。

このことから、雑草、墓石の隙間から木が入る、墓石が傾く、コケ、ほこり、ごみの散乱などの苦情やトラブルが発生し、周辺環境の悪化が懸念されるとしております。このことから、当市の公営墓地における苦情のありなし、その内容と対応についてお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（今井匡己） 当市の公営墓地における苦情対応の内容についてお答え

いたします。当市が把握している公営墓地での苦情内容につきましては、隣接する墓地区画の草木の繁茂による苦情がございますが、市が把握している使用者等に依頼し対応いただくことで、大きな問題とはなっておりません。

しかしながら、将来的な使用者の不明墓石の増加を抑制するためにも、広報紙等での周知をはじめ、死亡届提出時における窓口での使用者確認及び承継手続を確実に実施し、承継が困難な場合には、改葬または返還を促すことにより、使用者不明墓石が増加しないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 大きな問題はないということで、ありがとうございます。近年ですね、終活、墓じまいを考える人が多くなっておりまして。墓じまいでは、自分の代で墓をなくしてしまうのは気が引けるが、墓の管理で子供に迷惑をかけたくないと考える人が多くなっているということです。また、終活では、医療、介護、葬式、墓地など、終末期における関心も高くなり、継承者を必要としない合葬墓、樹木葬を考える人が多くなっているということでございます。合葬墓については生前から申し込む方が増えており、引取会をつくり、遺骨引取り証書、埋葬承諾書を事前登録し、諸経費を支払い、遺骨を迎えるとした会員制の組織も出てきているということでございます。

過疎の地域ほど問題が深刻化されるようになっておりますので、今後、当市としても住民ニーズを把握し、合葬墓、樹木葬、引取会などの、不安がない、新しい墓地の在り方を検討していただきたいというふうに思います。

ちなみに、県内では弘前市、青森市、八戸市が設置、また藤崎町では2024年度に設置予定、五所川原市は検討中と。で、昨日の一般質問で、つがる市が8月着工で、来月3月に完成するというようなことになっております。当市としても、ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました、第7席、15番議員の工藤竹雄です。質問項目及び要旨については、通告のとおりでありますので、順次質問をいたします。

質問の1 新型コロナウイルス感染症対策関連の進捗状況についてであります。

（1）として、地方創生臨時交付金を活用した対策・支援について。令和2年度から

令和4年度にかけて、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業について、事業名、事業費をお尋ねします。例えば、感染対策、教育支援、経済対策、生活支援などに区分した形で、交付金の総額を含めて答弁を伺います。また、各年度の事業の進捗状況は、どのようになっているのかを併せてお願いをいたします。

(2)として、自主財源を活用した事業について。新型コロナウイルス感染症対策関連事業のうち、自主財源を活用して実施した事業はどのような事業があったか、事業名、事業費をお伺いいたします。また、総額で幾らの自主財源となったかについてもお願いをいたします。

(3)として、市長採点の経済対策及び人口減対策の見解について。令和4年7月5日と7月6日の新聞報道記事に、令和4年度の参議院議員選挙にあたり、政府が実施した経済対策と人口減少対策について、県内市町村長にアンケートを実施した内容が掲載され、政府への評価を100点満点とし県内市町村長が採点した内容で、長尾忠行市長は経済対策については60点、人口減少対策については50点という採点をしていました。

採点結果の平均は、経済対策で77点、人口減少対策で60点となっており、他市町村長の中では100点を採点している方も見られたが、このような採点とした理由について、見解をお伺いします。以上、市長に御答弁をお願いをいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に関してでありますけれども、新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認され、同年4月初旬には大都市圏を中心に緊急事態宣言が発出、その後まもなく、対象区域が全国に拡大されました。

当市においても、不要不急の外出の抑制や、集会施設等での会合の自粛要請、また、長期間にわたる学校休業など、市民の皆様にご協力いただきながら、全市を挙げて感染対策の対応に当たったところです。市民生活においては、感染対策への対応や、外出を自粛しなければならなくなるなど、これまでの生活様式とは違った対応が必要となりました。また、経済においては、特に飲食業やタクシー業界等で人流の減少により売上げが減少し、大きな影響が出たところです。

このことから、市では市民生活の支援と地域経済の回復を図るため、感染対策、教育支援、経済対策、生活支援などを目的とした事業を実施することとし、事業の実施に当たっては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら進めてきたところであります。

次に、議員御指摘の採点につきましては、昨年7月の参議院議員通常選挙の際、東奥日報社による政府の政策に対する評価等の市町村長アンケートに答えたものでございます。その中で、国の経済対策の評価として60点、人口減少対策の評価として50点を付けさせていただきました。

この見解ということでございますが、経済対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵攻による原油価格の高騰、食料危機の中において、地方創生臨時交付金や物価高騰緊急対策などにより迅速に対応していただき、地域経済や住民生活への支援に役立つものと評価しております。一方、これらの事態が

長期化し、今後の対応の見極めが必要であることも考慮し、採点したものであります。

人口減少対策につきましては、都市部への人口流出の抑制が難しい中、また、少子化や晩婚化の時代においては、思い切った支援策が必要であると考えております。特に、子育て支援は地域により差が生じないよう包括的に取り組むべきものとして、さらなる支援策の充実に期待を込めて点数を付けたものであります。

他の市町村長が評価する点数と比較すると、結果として平均より低い点数になりましたが、難しいかじ取りが求められる中で、評価する部分や支援策に期待する部分を考慮し、このような点数としたところであります。

このほかの御質問につきましては、財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 私からは、令和2年度から令和4年度にかけて、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業、あるいは計画している事業についてお答えいたします。

まず、令和2年度、3年度に実施した事業についてであります。合計76事業、事業費総額11億4,900万円、交付金合計額が10億3,700万円となっております。

内訳でございますが、感染対策事業としては、市内事業所等感染予防対策事業4,200万円など、合計3億400万円となっております。次に、教育支援事業は、オンライン授業に対応するために実施した学校ICT環境整備事業1億9,900万円など、合計2億5,300万円。経済対策事業では、減収した事業者の事業継続を支援した市内事業者緊急支援事業4,200万円、日帰り入浴プラン助成事業2,600万円など、合計2億1,000万円。生活支援事業では、学校給食費無償化事業2億円。また、生活支援と経済対策を兼ねる事業として3回実施したプレミアム付商品券発行事業6,100万円など、合計3億800万円。このほか、令和2年度においては、感染拡大時の災害発生に備えて災害対策事業も実施しており、防災資材整備事業5,700万円など、合計7,500万円となっております。

次に、令和4年度、実施している事業についてお答えいたします。今年度の実施事業は感染対策事業として、公共施設感染症対策事業500万円など、合計7,000万円。教育支援事業は、保育所ICT化事業300万円、経済対策事業については、事業者物価等高騰対策緊急支援事業8,500万円、令和4年肥料・光熱動力費高騰対策支援事業4,800万円など、合計2億9,400万円。生活支援事業としては、学校給食費無償化事業1億1,100万円、プレミアム付商品券発行事業2億4,900万円など、合計5億4,700万円。全事業の予算総額では9億1,300万円となっており、交付金は4億8,000万円と見込んでおります。

次に、事業の進捗状況についてであります。令和2年度事業については、事業計画11億700万円に対し、9億100万円の実績となっております。また、令和3年度事業については、事業計画3億2,900万円に対し、2億4,800万円の実績となっております。令和4年度事業については、まだ事業費が確定しておりませんが、事業計画9億1,300万円のうち、令和4年秋肥・令和5年春肥価格高騰対策支援事業5,200万円を令和5年度に繰越しし、事業を実施する予定となっております。

次に、自主財源を活用した事業の御質問についてお答えいたします。令和2年度に実施した事業であります。公共施設感染症対策事業1,100万円のうち自主財源は400万円、市内事業者事業継続応援事業では事業費900万円のうち自主財源は300万円となっております。

ます。次に、令和3年度に実施した事業であります。学校給食費無償化事業1億900万円のうち自主財源は200万円となっており、令和2年度から3年度の2か年の合計で申し上げますと、総事業費11億4,900万円に対し、当市の自主財源は2,700万円でありました。最後に令和4年度事業であります。事業費総額9億1,300万円に対し、当市の自主財源は、3億7,100万円と見込んでおります。

このように、新型コロナウイルス感染症に係る対策事業については、その財源の多くに国の交付金を活用することで対応してきたところであります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） まず、質問をいたしたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策の中で、令和2年度、3年度に実施したプレミアム付飲食・交通券について、販売状況と経費内容、実施したことによる効果を教えていただきたいと思います。

ただ、これについては昨日、福士 稔議員にも答弁されたかと思えます。簡潔でいいですから、いま一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 御質問の令和2年度、3年度に実施いたしました事業の中身についてお答えをいたします。

まず、令和2年度実施分は、商品券の発行数が2万冊、販売数が9,449冊、販売率が47%となっております。経費でございますけれども、プレミアム分の補助金分として、896万5,000円です。それから購入引換券等印刷費が33万6,000円、購入引換券送料が134万1,000円、商工会への委託料が594万9,000円、合計で762万6,000円となりました。

次に、令和3年度実施分でございますけれども、商品券の発行数が1万5,000冊、販売数が1万1,483冊、販売率が77%となっております。経費であります。プレミアム分の補助金として1,123万3,000円、購入引換券等印刷費が39万3,000円、購入引換券送料として136万8,000円、商工会への委託料が577万4,000円、合計753万5,000円となりました。

本事業の効果でございますけれども、事業の目的は、コロナ禍において急激に売上げが落ち込んだ事業者の支援を目的に実施したものでございます。

利用状況を見ても使用額が100万円を超えた店、10万円に満たなかった店と差はあるんですけども、20万円台から40万円台の店が多く見られ、広く使われたものと考えております。

また、商品券事業と併せて、感染防止対策も実施し、利用者の確保を図ったことで、コロナ禍での事業者継続支援にもつながったものと認識をしております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 昨日の福士 稔議員に答弁した経済効果、実績4億円という答弁をされたと思うんですけど、このプレミアムいま私、質問しているんですけども、これで4億円って、どこから出てきた4億円なのかちょっと教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 昨日お答えしました経済効果4億円でございますけれども、これは今年度実施したひらかわ生活応援商品券、こちらの売上総額、使用された総額が4億円を超えたものということから、そういったお答えをさせていただいております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 昨日もプレミアムのことで質問した中で、2回やっただけでなんで4億円も経済効果があったのかなあ、私それ疑問に思っています尋ねたわけで、全体を通してのことだということですね。4回やった部分も合わせての4億円という解釈でいいですか、もう一度。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） はい、ただいまの4億円につきましては、今年度実施したひらかわ生活応援商品券、こちらの事業の直接効果として4億円を超えるお金が、地元のそういった参加された店舗のほうで使われたということで、今年度実施した事業の分の効果でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 通告では、プレミアム付のことを通告してるのに、何でこのひらかわ生活応援まで答弁したのかなあと思ってはいました。それは、もういいですけども。

先ほど説明聞きました、販売率が47.25%、第2回目令和3年度が76.55%と。商品券の売上げが1回目令和2年度ですけども3,779万6,000円。このうちに使った補助金イコールまあ委託料っていうか事務費合わせて1,659万9,110円ですね。そうすると、売上げとかかった経費と補助金合わせてですね、43.89%かかっているわけですね。販売金額に対して、補助金あるいは委託料、商工会等事務費のこれをパーセントとやると43.89%と。令和2年度については、これと同じ計算方法でいくと、40.85%。

ということは、相当の補助金、委託料等にかかっている、そういうことですね。それで、販売数が9,449冊ですね。これを1人5冊まで購入できると。これは、1回目ですよ令和2年度の1回目。そうすると1,889人、9,449冊販売して買った人が、まあ5冊買ったとして、簡単に割ればいいわけですよ。1,889人、まあ1,890人。令和3年度は1万1,483冊、販売数です。これを10冊までですから1人10冊で、これを仮に割った場合1,148人、単純計算ですよ、10枚買った場面の話。これ5枚しか買わねば、これ掛ける2すると2,000人ぐらいから3,000人と、そういうふうには計算できるんですけども。

これが、ほんとに効果があったのかどうかっていうのは、私非常に疑問に思っているんですけども。普通、販売すると少なくとも希望としては70%ぐらい、50%以上じゃないとどうもこう事業やっても効果が薄いのかなちゅう、私の考えでね。考えは出せないかもわかんないけども、やっぱりやる以上は、そしたら魅力ということで計算していかないといけないんで、その点はどう思いますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 議員言われる販売率、極力その販売率をやっぱり上げて、もっともっと経済効果を出すべきではないかという趣旨の御質問でありますけれども、いろいろ検証はしております。

当初、これ令和2年度から飲食・交通券やり始めております。で、当初ですね、その買える店、商品券が買える店について商工会のみでございました。そういった中で販売率が47%と低迷したことから、次年度の令和3年度の同事業においては、平賀地域においては商工会はじめ3つのお店で販売できるようにしております。

尾上で1か所、碓ヶ関1か所ということで、合計5店舗で買えるように協力をお願い

したところであります。で、今年やったその得トク商品券あるいは、ひらかわ生活応援商品券こちらでもですね、やはり販売店舗を大型のマックスバリュとかですね、そちらのほうにもお願いして、効果としてはやはり多くのお客様がいらっしゃるということで、かなり売行きはあったというふうに伺っております。

このため、今後あるかどうか分かりませんが、やはり市民の方が販売しやすいそういった利便性のあるその買えるお店をですね、極力増やすといったことも一つの販売率を上げる方策として考えてございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 尋ねてるのはプレミアムのほうだけ質問してるんですよ。最後の50%分とか、そういうのとか尋ねてるのではないんです。

それで私ね、前からこのプレミアムっていうの作るのこれは公費でなくて、あるいは自助努力しなければならぬなど、そういう経営者にね強く訴えてきました。ということは、自分たちが一生懸命努力してコロナ対策を十分やると、そういう意味で私は自助努力しないで、ただこれだけ公費やっていいのかって、私今までやってきました。

当然、3密守らなくちゃいけない。それから、手指消毒あるいは検温しなくちゃならない。果たして今、当初はやったかもしれないけど、だんだん薄れてほんとに検温でもやってるのかな。やってる人が今いると思う。全部やってないとは言わない。セットしてでも使っていないかも分がね。そういう関係で、この地元の商店街からも発生した経緯があります。

チラシ配って、密守りましょう、いろんなことをやっても発生をする。ですから、私は自助努力しなくちゃいけない。そして合わせて、今日言いますけども共助ですよ。その共助が何かっていったら、当然その商店街の組合あるかどうか、私分かりません。あれば商工会、あるいはその中にある平川市食品衛生協会ですか、組合ですか、そういったものをみんなこう入れて勉強会するとか講習やるとか、絶対この平川市の飲食店からコロナ発生させないんだと。それを私たちそういう強い気持ちでやったなら、十分、公費使わなくても間に合うだろうと。ということは人が来る、流れてくる。平川市ではそういうコロナ関係には飲食店でも発生していませんよと。そうすると、市に人が流れてくるんです。

ですから、私は自分のことは自分で守っていかなくちゃならないし、関係者いるところではそういう講習やる勉強会やる、私それ大事だと思うんだけど、市長どうですか。私よく自助努力させてって言うんだけど、市長の考えどうですか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御指摘のように、市民の皆さん、あるいは経営者の皆さんが自助努力しなければならないというのはもちろん大事だと思います。

ただ、今回のこの新型コロナウイルス感染症に関しましては、今までなかった未知のウイルスであり、それによって人の流れが滞ったり、経済的にその店やあるいは飲食店等で困っているところが出ておったわけですから、それらをいわゆる人の流れを回復させたり、あるいは、いかにこのお金を回すか経済的に回していくかってことを考えた中で、この商品券の発行ということになっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 経済対策ということで、こういう飲食店だけでない、一般的な企業も困ってるのはみんな事実なんですよ。ただ経済効果、経済効果って騒いで、今のプレミアムのこれだけで本当にいいのかっていう問題点もありますから、私は自らのことを自分でやりなさいと努力しなさいと。お客さん来たら、みんな検温してちゃんとやって、それでおかしいのは店に入れない。それは当然のことだと思うんだけど、そういうことを私は言ってることであって、ただ経済が困って、経済が困ってるのはみんな困ってるんですよ。恐らくいい人はいないと思う。私はそういう考えでおりますので、若干市長との考え方が違うかも分かりませんが、そういうことでありますので御理解、私の方から御理解していただきたいとそう思っております。

それで3番目について、市長にお尋ねをしたいと思っております。経済対策のことでなくて、人口減少対策のほうでちょっとお尋ねしたいんですけれども、市長が先ほど答弁されたように少子化・晩婚化の中で、子育ての関係が支援策が少ないからという点数の付け方、あるいは若い人たちがどうしても都市部に流れていくと、そういうようなことでした。私この中でね人口減少対策、確かに今都会に流れています。

都会に流れていくというのは、若い人がやっぱり一つの夢なのかな、憧れじゃないかなって感じもします。そして、職もいっぱいあると、仕事場がたくさんあるってのはそういうことで、どうしてもこの減少傾向にあるんだなあ。いわゆる、社会動態から自然の問題もあると私そう思っております。

ただ、この中で市長が少子化・晩婚化の中で、私、少子化というのは人口対策と若干かけ離れている、別個別個じゃないかなという私認識とってるんですよ。少子化と出生率の関係とか、人口が増えない部分もあるんだろうけども、普通、私の考え間違ってるかも分かりません。人口減少と少子化のこれは若干離れた部分かなとはそう思ってるんですけども、その点について、どう感じます。離れてない、一緒だという考えですか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 人口減少と少子化が離れていないというふうな、どう考えるかということでありますけれども、少子化も人口減少もこれはつながっているというふうに思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 流れとしてはいくだろうけども、少子化ってのは少子化対策の中で、いわゆる結婚して子供産んで増やしてほしいと。この減少というのは自然の流れで社会的な関係もあるだろうし、私その部分でちょっと捉えているんだけども。

それは市長と私の考え、私も間違ってるかも分からないけども、一応あの少子化というのは、出生率を基にした晩婚化というか、早く結婚してなんとか子供産んでほしいと。人口減少は自然現象があるんです。出生率も少ない、生まれる人が少ない、亡くなる人が多い、そのバランスで人口がずっと減ってしまってる。

今あの玄関の総合窓口の案内所のところ、今出てませんけども1週間前ぐらいまでは、人口出てました、3万80何人とか出てましたけども。あれ見ると、転入転出は転出の方が多いいんです。ですから、この動きはどうしようもないでしょうね。若い人たちは、そうした都会のほうに行くというのは、憧れてみんな好奇心持ってというふうな考えもあり

ますけどね。

それはそれとして、一応私はそういうことで、この点数がまあ妥当などかどうかわかりませんが、そういった意味で私ちょっと質問させていただきました。

第2の質問にいきます。令和5年度の予算案について。(1)として出産育児一時金について。出産費用が年々増加している中、出産育児一時金の増額については、今までにも私、一般質問などで取り上げてきたことがございます。

令和5年4月から、出産育児一時金の支給額が、4万円から8万円上がって50万円に引き上げられました。平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、改めて出産育児一時金の制度内容について伺いをいたします。

また、令和5年度特別会計当初予算案の出産育児一時金1,050万円の積算内容についてもお尋ねをいたします。さらに、出産費用が50万円を超えた場合の負担は誰か、出産育児一時金の支給対象にならないのは、どのような場合かについても併せて伺いをいたします。

(2)として出産・子育て応援交付金について。令和4年4月1日以降に妊娠した方を対象として支給される出産応援交付金及び出産した方を対象として支給される子育て応援交付金について、令和5年2月末日時点でのそれぞれの支給実績、現金やクーポン券等の支給形態、申請から支給までに要する期間をお尋ねします。

また、令和5年度予算に計上している出産応援交付金及び子育て応援交付金の予算額がそれぞれ850万円の積算内容についても伺います。なお、支給の要件となっている妊娠時いわゆる妊娠届出時といいますか、及び出産後、出生届出後に実施する助産師、保健師との面談の内容について併せて伺いをいたします。以上、市長に答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 令和5年度の予算案についての御質問に関しましては、各担当部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 私からは、出産育児一時金の制度内容について御説明いたします。出産育児一時金は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者または被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度でございます。

支給対象となる出産は、妊娠4か月、日数に換算すると85日を超える出産で、死産や人工流産も含まれます。現在、支給額は出産育児一時金分が40万8,000円、産科医療補償制度の掛金分が1万2,000円、合計42万円となっておりますが、令和5年4月1日から、出産育児一時金分が48万8,000円に引き上げられ、合計50万円が支給されます。

次に、令和5年度当初予算案の出産育児一時金1,050万円の積算内容についてですが、予算案作成時期は法改正前であったため、42万円の25名分で積算しております。不足分は補正予算で対応します。

出産費用が50万円を超えた場合についてですが、50万円を超えた分は自己負担となります。また、支給対象にならない場合ですが、先ほど申し上げたとおり、妊娠4か月に満たない出産は支給の対象外となります。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、出産子育て応援交付金についてお答えいたします。出産応援交付金及び子育て応援交付金は、対象者1人当たり5万円を支給するもので、令和5年2月末時点での支給実績は、出産応援交付金が174人で870万円、子育て応援交付金は99人で495万円です。支給形態は現金による支給になっております。申請から支給までの期間は、おおむね2週間程度で指定された口座に振込んでおります。

令和5年度の予算額の内訳については、妊娠届を提出される方、出生される方いずれも170人と見込み、出産応援交付金、子育て応援交付金ともに850万円としております。

支給の要件となっております面談につきましては、妊婦を対象とする出産応援交付金は、支援者の有無の確認ですとか、心配事や困り事への相談対応や助言を行っております。

また、産婦を対象とする子育て応援交付金は、生まれた子供に対する愛着や気分の落ち込みがないかなどを確認し、相談対応や助言を行い、妊娠中から出産後にわたって心と体のケアに努めております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） もう一度ちょっと、当初予算の出産育児一時金のところ、部長にお願いしたいんですけども、42万円の上がる前の予算計上されたというな答弁かと思えます。これ何人であったかもう一度、これ1,050万円についてですね。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず、法改正する前のときに積算した内容でございましたので、42万円分の25名でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） これ、改正前についても42万円でやって25名。25名って全然少ないような感じるんですけど、百何十人とか、そういう意味違うのこれ。最初から一時金、たった25名しか出産しませんよって意味にしては、今まで過去にない金額かなあと私そう思うんですけど、ちょっとそこのどこもう一度。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 当市で年間に出産される方は当然それより多いわけですが、今回、国保会計に計上している予算の根拠としては25名としております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 改正になった後には、補正予算追加するということですので分かりました。私、これで一般質問終わります。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

午後2時まで休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○議長(桑田公憲議員) 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○8番(長内秀樹議員) ただいま、議長より一般質問の許可をいただきました、本日最後の質問者となりました、第8席、議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。今回、3項目について質問をさせていただきます。それでは通告に従いまして、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

まず最初に、1 新型コロナウイルス感染症5類移行の対応についての(1)5類移行をどのように認識しているのかについてお伺いします。岸田文雄首相が、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同等の5類に5月8日から変更する方針を示したことを、市としてどのように認識し、新型コロナウイルス感染症に今後どのような方針で対応するのか、お伺いします。

次に(2)学校、イベント関係、飲食店、ワクチン接種等は今後どのような方針で対応するのかについてであります。間近に迫った卒業式、これから始まる入学式、町会の総会など、飲食を伴う会合等、さらには桜祭りや春の各種イベント、来月には新入社員などの歓迎会などの飲食、また、5類移行に伴うワクチン接種、3月13日、来週から始まるマスク解禁後の着用の有無などなど、たくさんございます。この辺について、具体的な市の考え方、方針についてお伺いします。

以上、新型コロナウイルス感染症5類移行の対応について答弁を求めます。

○議長(桑田公憲議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 長内秀樹議員の御質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行につきまして、季節性インフルエンザと同等の位置づけに変更となりますが、インフルエンザと異なり、季節を問わず感染が広がることや、受診できる医療機関が、インフルエンザに対応できる医療機関ほど多くないことなどから、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同様の対応となるには、もうしばらく時間がかかると認識をしております。

また、5類に位置づけが変更されたとしても、自主的な感染対策が不要となるわけではありませんので、せきや鼻水等の症状がある方や、高齢者など重症化リスクが高い方に感染を広げる可能性がある場合には、マスクの着用が有効であることや、手洗い、うがい等の基本的な感染対策について、引き続き周知していきたいと考えております。

具体的な今後の対応についての御質問は、健康福祉部理事及び部長より答弁させます。

○議長(桑田公憲議員) 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事(對馬謙二) 私からは、学校、イベント関係、飲食店、ワクチン接種等は、今後どのような方針で対応するのかというふうなことについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類移行の対応についてでございますけれども、まず、マスクの着用につきまして、3月13日から着用を個人の判断に委ねる方針が国より示されました。学校におけるマスク着用の考え方を見直しにつきましては、4月1日から適用となりますが、卒業式ではマスクを着用せず出席することを基本として示されております。

次に、春の祭り等のイベントにつきましては、県において令和5年2月1日にイベント開催制限に係る目安等を変更しております。具体的には、これまでスポーツやコンサートなどの大声を伴うイベントについて、人数の上限を定員の50%に制限していたものを、マスクの着用など基本的な感染対策を継続することを前提として、人数の上限が撤廃されております。しかし、5,000人を超え、かつ収容率50%を超えるイベントについては、これまで同様に感染防止安全計画の策定が必要となっております。

飲食を伴う町会の会合や歓送迎会につきましては、現在制限をしているものではなく、行政委員に対しても、集会施設等の使用について、町会の判断で通常どおり総会や祭り等を行ってもよい旨の通知を行っております。

市としましては、引き続き国、県の動向を注視しながら、示された方針に沿って対応していきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） ワクチン接種につきましては、国の方針が正式決定となっておりますので、令和5年3月6日時点での国からの情報を基にお答えいたします。

ワクチンの無料接種は、令和6年3月31日まで続く見通しとなりました。65歳以上の高齢者などは、令和5年度中に最大2回の接種が可能となる予定で、1回目が5月から8月、2回目が9月から12月の期間において、オミクロン株対応の2価ワクチンでの接種が想定されております。

5歳から64歳までの多くの方に対する接種は、令和5年度中に1回の接種が可能となる予定で、高齢者などへの2回目と同時期である9月から12月までの期間において、オミクロン株対応の2価ワクチンでの接種が想定されております。

なお、生後6か月から11歳までの乳幼児や小児における初回接種につきましても、これまでどおり、従来株ワクチンでの無料接種が続く見通しとなっております。

接種を希望する市民の皆様が混乱することなく、円滑に接種が進むように、体制を整えてまいります。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） はい、だいぶ分かりました。教育長にお伺いします。たしか私、質問の通告は教育長も入れてましたので、お伺いします。

卒業式についてお伺いします。今、来週中にでも卒業式が開催されるわけで、議員の皆さんにも御案内が行ってるところもあるし、行ってないところもあるわけですが、卒業式のことについて、どのような方針でやってるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 卒業式についてお答えいたします。まず、卒業式につきましては、国、県に準ずるということで、そういった基本的な考え方について、まず、市教育委員会から各学校長に通知を行っております。内容としましては、先ほど健康福祉部理事が答弁しましたとおり、まず個人の主体的な選択を尊重するというのが大前提です。マスクする、しないは、個人の意思が大前提と。まずはそれを踏まえまして、児童生徒、また教職員については、式全体ではマスクをしないということが基本となります。ただし、国歌や校歌、呼びかけ等、そういったものがある場合は、マスクの

着用をしてくださいということです。

また、来賓、保護者の方はマスクの着用とすると。ただし、その来賓と保護者の方の座席とかが触れ合わないようであれば、参加する人数については制限する必要はないということ。あと来賓の方の祝辞とかについては、マスクを着用しなくてもいいという、そういった方針ということで、各学校長に通知しております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 学校のことを分かりましたけれども、今、来賓という御答弁がございましたけれども、その来賓の案内のことについても、全て学校長にお任せという通達はしましたか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 来賓につきましては、学校の判断でということなので通知はしておりますので、来賓呼ぶ、呼ばないにつきましても、それぞれの小・中学校での判断になろうかと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 小・中学校分かりました。保育園、認定こども園についてはどうですか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 申し訳ございません、把握してございませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 今、急にということであれですけれども。今、来週に迫ったことで、そして、日々更新と申しますか、変わってます。それこそ、今日の東奥日報にも書かれてましたとおり、マスクの継続については4人に1人、27.8%が無条件でもマスクはつけたいというお話の新聞記事がありました。

こういう形で、常に変化をしていってるわけですので、新型コロナウイルス感染症の、今ちょうど端境期と申しますか、ちょうど変わる節目のときだと思えますよ。その節目のときに、やはり市として情報をいかに早く出すか。そして、我々議員も地域の住民と我々つながっていますので、早く教えていただければ。今の卒業式の考え方にしましても、議員の中でも案内の行ってる人もあれば、案内の行っていない人もいます。この辺については、ひとつ何分よろしくお話をしたいなと思えます。

冒頭、ちょっとそっちのほうに行きましたけれども、改めて質問をいたします。PCR検査センターについて、3月31日で終了の予定というふうになっていくかと思えますけれども、PCR検査について、市としては今後どのような方針で行うのかお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） PCR検査センターについてでありますけれども、まずPCR検査センターの終了は年度内で、3月で終わる予定でございます。ただですね、検査体制についてまずお答えしたいと思います。これから検査センターが終了したとしても、検査する方法が2通りとなっております、まず1つ目が、青森県臨時Webキット検査センターに申し込んで、検査キットをお取り寄せいただき、検査する方法であります。2つ目については、薬局店などで市販の検査キットを御購入いただき検査する

方法であります。

4月以降については、いずれかの方法により検査することとなりますので、御理解を求めた上で、実質的に、PCR検査センターは3月末をもって閉めるということになってございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。ワクチンについてもうちょっとお伺いしたいと思います。先ほどの答弁では、3月6日現在のお話で、厚生労働省のお話伺いました。65歳以上の方は年2回、1回目が5月から8月までですか、そしてその後、9月から、以降12月にかけて2回目を接種と。で、これまだ決まっていないうことだと思うんですけども、2価のオミクロン対応ということでお伺いしました。65歳で、5回目打っている方も、みんな対応していくと思うんですけども、このやり方について、大体どういうパターンになるのか、分かっていたら教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 現在想定しているスケジュール的なものでいきますと、5月から8月までなんですけれども、65歳以上の方々については、これまでどおり、市が接種の日時ですとか、打つ場所ですとか指定して通知を出したいと思っていました。

個人の医療機関、もしくはその集団接種が必要になるのか、その辺はまだ検討中でございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 分かりました。コロナウイルスの5類移行後、市長から1番最初にお話いただきましたけれども、普通のインフルエンザとは違うと、まだまだだと、もうしばらくかかると、こういうようなお話いただきましたけれども。ぜひとも市民の方には、最新の日々変わる情報ですけれども、いろいろな方法あるかと思っておりますけれども、できるだけ早めに、また、我々議員のほうにも、こういうときの、今の卒業式などもありますので、日々状況が変わっていくかと思っておりますけれども、情報の提供をお願い申し上げまして、1番のことについては終わらせていただきます。

次に、2 医療機関の充実についての件についてお伺いしたいと思います。市内の医療の現状と今後どのような医療政策で市民の健康を守っていくかについて、改めてお伺いいたします。さてこれから議論を深めるためにまず、最初に、現在の市内にある開業医の件数、診療科目別の件数、さらには市内にある調剤薬局数をお知らせください。次に、市当局として、市内にある病院、診療科目数、薬局のこの状況を踏まえ、今後どのように市民の健康を守っていくのか、市の考え方を伺います。

次に、(2)新規開業医や医療関係機関を誘致すべきと私は考えますが、市の見解について伺います。本定例会の初日、市長の提出議案の説明の中で子ども医療費助成事業の対象者を高校生まで引き上げる、また、健康づくり推進として高血圧ゼロのまちモデルタウン事業にも取り組み、健康長寿の延伸を目指すとしました。私個人としても大賛成の一人ですが、さらなる市民の健康を守るとともに、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、本市に開業医がない耳鼻咽喉科、眼科、婦人科の開業に関わる開業支援、具体的には電子カルテ導入費用や土地、建物取得に関わる支援を行う考えはないか伺います。

また、最近ヘルステックという単語が医療関係者から話されています。このヘルステックとはヘルス、健康とテック、テクノロジーの掛け合わせた造語で、デジタル技術を組み合わせ、AIなどのコンピューターの予測値を用い、医療分野の問題を解決する技術、企業を総じて呼ぶそうです。

特に地方自治体などがベンチャー企業と連携して、健康アプリの開発や、未来は過疎地の遠隔医療まで話が出ています。今回、来年秋までにマイナンバーカードの義務化で、国や医療関係者はますますヘルステックにアクセルを踏み込んでいる状態だと聞き及んでおります。

そこでお伺いします。新型コロナウイルス感染症も5類となる今、守りから攻めの医療、健康増進へと転換するためにも、今からこのヘルステックのベンチャー企業などの誘致の準備を進めるべきかと私は思いますが、市の御見解をお知らせください。

以上、医療機関の充実についての答弁を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 市民が生涯にわたって、健やかで生き生きと暮らせる地域社会を実現するためには、市民一人一人が健康づくりに関する理解を深め、食生活の改善や運動の習慣化を通じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、健康づくりができる環境を整備していくことが重要であると考えております。

また、平成27年に制定した平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例では、地域団体、事業者、教育機関、保健医療福祉関係者との協働と連携において自分の健康は自分で守るを基本理念として掲げ、取組を進めております。

市といたしましては、今後も各関係機関と協働、連携しながら、健康づくりを重点とした各種事業を展開し、市民の心と体の健康を守ってまいりたいと考えております。

このほかの御質問は、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、最初に市内の医療の現状についてお答えいたします。市内の医療機関の数は21施設ありまして、診療科目別の数は、内科が12、小児科が4、外科、整形外科、皮膚科が各3、泌尿器科が2、アレルギー科が1、歯科が9となっております。また、調剤薬局の数は10となっております。

次に、新規開業医に対する支援についてお答えいたします。開業医につきましては、かかりつけ医としての診療のほか、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健、医療、福祉に至る包括的な医療である、初期医療の役割を担っていただいているところであります。

また、市が実施する各種健診、乳幼児健診、予防接種、近年では新型コロナウイルスのワクチン接種に至るまで、様々な事業に御協力をいただいているところであり、今後、市民が安心して暮らし続けるためには、開業医との連携はますます重要になると考えております。

現在、当市を取り巻く医療環境は、当市役所から10キロメートル圏内に位置する、弘前大学医学部附属病院や弘前総合医療センターを中心として、一定水準を超える地域医療を確保しているものと認識しておりますので、新規開業医に対する支援につきましては、考えておりませんので御理解を願います。

一方で、開業医につきましては、医師の高齢化や後継者不足による減少が見込まれることから、今後、市民の健康を守るための地域医療の将来像について、当市の診療所を含む医療関係機関などと協議に入った際には、改めてその対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、健康管理のヘルステックについての市の見解についてお答えいたします。先ほど、長内秀樹議員からもヘルステックについての御説明はありましたけれども、健康を意味するヘルスと科学技術を意味するテクノロジーを組み合わせた造語で、今後の医療体制や人々の健康を支える上で重要な技術であります。

近年、運動量や血圧測定ができる腕時計型の端末など、いわゆるウェアラブルデバイスが普及し、個人が健康管理に役立っているということは認識しております。

自治体におけるヘルステックの活用としましては、例えばこのような機器を用いて日々の運動量や血圧の数値を可視化し、そこから得られたデータを分析して、保健師からの保健指導につなげることが想定されます。

当市におきましては、今年度、A Iの活用による健診の未受診者に対する受診勧奨を取り入れ、さらなる受診率の向上に取り組んでいるところでございます。

このほかにも、疾病予防や治療など幅広い領域で、ヘルステックを用いた取組が進められていることから、行政においても保健、医療、福祉、介護などの分野へ今後ますます広がるものと考えてございます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） ありがとうございます。ありがとうございますはねんだね。すみません。もうちょっと教えてください。最初お話しいただいた平川市内の医療の現状について、もうちょっと深く教えてください。

先ほど、平川市内には内科が12ところお話いただきました。小児科が4、以下、外科3、整形外科3、皮膚科が3、これを旧町村別でちょっとお知らせいただけませんか。旧平賀町には例えば病院、医院が何箇所あって、そして歯医者が、歯医者の話も出ましたけども、何箇所、尾上、碓ヶ関という感じで、旧町村ごとにちょっとお話いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） まず内科です。旧平賀地域においては7か所、尾上地域が4つ、碓ヶ関が1。小児科、平賀地域が2、尾上地域が2。泌尿器科、平賀地域が2だけです。外科、平賀地域が2、尾上が1。整形外科、平賀地域が3のみです。皮膚科が、平賀地域が3のみです。そしてアレルギー科、平賀地域1です。それから歯科医院9か所の内訳ですけれども、平賀地域が6、尾上が2、碓ヶ関が1となっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） はい、改めて分かりました。先ほどこういうお話の中で私御提案申し上げている耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、今のお話の中からやっぱり出てきませんでしたね。

そして、先ほど大学病院の話、旧国立病院の話で、10キロメートル圏内だからということでお話もいただきましたけれども、碓ヶ関から大学病院までも10キロメートル以内で行くんですか。これは質問ではありませんので独り言のようなものですが。

やはりこうやってみますとですね、今、コロナウイルスが次のステップに入ろうとしています。平川市としても子育てナンバーワンを目指して、一生懸命今やっています。そういう中で、どうでしょう、市として、いま一步足りないのが医療の充実だと思うんですよね。医療環境の充実。特に私は子供たちの今、大体小さい子供たちが鼻水流しますと、お母さんは小児科へ連れて行くか、内科へ連れて行くか、耳鼻咽喉科へ連れて行くか、私も聞きました。そうしますと、体に発疹などが出れば小児科、それがなければすぐに耳鼻咽喉科に連れて行きたいというお母さんがいました。ほとんど保育園に行って聞いたんですけども、ほとんどそういうお答えでした。私は市として、この辺を考えていますと、耳鼻咽喉科についてアクションを起こす、今ちょうど時期かなと思います。

あわせて、こういうデータがあります。花粉症がこの20年で2.5倍の39%の有病率になったと。まさに国民病と言われる病気だと。今年のテレビのニュースでも言ってます。今年ぐらい花粉症で花粉が飛ぶ年はないんだと。

あと加えて、眼科の話です。白内障、60歳代から増えていくんだそうです。70歳代が最もピーク、その眼科、市内にはございません。ちょっと私も調べてみましたら、弘前市内に耳鼻咽喉科16医院あります。黒石が1つしかありません、耳鼻咽喉科。

こういうものを考えてみますと、一步踏み出したコロナ禍の時期から考えれば、ちょうど今頃からアクションを起こすべきかと思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平川市に耳鼻咽喉科や眼科などの医院を誘致すべきではないかという御質問でございます。県全体の課題の中で、医師不足というのが挙げられて、県では医師の病院における充足率を増すために様々な手を打ってます。特に弘前大学医学部に関しましては、県のほうで支援金を出しながら、医師の確保に努めているのが現状であります。

その中でも課題になるのは、今、医療圏、県は6つに分けておりますけれど、圏域によって医師が偏在するということでありまして、1つは、弘前を含めたこの津軽の医療圏においては、人口10万人当たり全国平均より多い医師がございまして。そして、青森市や八戸市、旧3市まだ高いほうなんですけど、旧3市、弘前以外は、医師の数は人口10万人当たり全国平均よりは低いほうであります。もちろんむつ市、下北あるいは西北に行くともっと低いんですが。

そういう状況の中で、もう1つ課題は医師の診療科目が偏在しているってことです。内科とか歯科が最近増えてきておりますけれど、麻酔科とか、議員から御指摘があった耳鼻咽喉科、眼科そういう偏在があつて、なかなか私どものところまで開業しに来ていただけるかどうかというのは、ちょっとやっぱり考えなければいけないのかなというふうに思っています。私が市長になってからは、整形外科は金曜日か土曜日、金曜日でしたかな、半日だけ、月曜日かな、来ていただいておりますけれど、なかなかそれも難しいという状況でありますし。この弘前圏域において、もう1つ課題は勤務医が少なく開業医が多いというこういう課題がございまして。ですから、病院が見てくれなくて救急がなかなか回らなくなったというそういう状況もありますので、当市に来てくださる医師の方がおられれば、それはまたいろいろ考えなければならぬとは思いますが、現在

の状況の中ではその医師の確保ってというのは、非常に難しいのかなというふうに私は考えています。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） このことについて御提案といたしますか、私の思いといたしますか、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今、医療については私何回も申し上げますけれども、コロナウイルスから次のステップに行くとき、市として守りの医療、健康じゃなく、攻めの医療、攻めの健康こういう時代に入っていかと思うんですよ。その攻めの医療というのは、他の市町村よりも平川市に医療開業医がここ津軽地区多いのであれば、今、お医者さんにお伺いしましたところ、一番話してるのがやはり、さっきも私申し上げましたとおり、データのことなど、いわゆる何て言うんですか、自分たちの医療をやるに当たっての、さっきも電子カルテの導入費用。今ほとんどお医者さんはパソコンの画面を見て多分診療していると思います。本日ここにおられる方もお医者さんのところに行くと、ほとんどの方が先生はパソコンの画面を見てキーボードをたたいているかと思えますよ。で、それらについて、市町村自治体として、いくらか支援してあげれば非常に魅力になる医療を、関係者を、開業医を求める際の1つの武器になるかと思うんです。その辺などにも1つ考えを及ぼして、市民の健康について考えていただければと思います。

この話ばかりしてもあれですので、ちょっと話を戻しますけれども、高血圧ゼロのまちモデルタウン事業についてちょっとお伺いします。私の質問で医療政策がありますので、先ほど申し上げましたこの医療政策の中のモデルタウン事業やったっていうのはお話を聞きましたけれども、これの事業の事業検証と来年度以降の目標などありましたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 令和4年度の高血圧ゼロ事業の検証についてお答えいたします。高血圧ゼロのまちモデルタウン事業の実施期間は、令和4年度から8年度までの5年間ですが、今年度は市民の塩分摂取量の実態を把握するために、特定健診、それから後期高齢者健診及び3歳児健診において、尿中塩分検査を新規事業として実施いたしました。その結果、各健診において国が設定している塩分目標の平均値を上回っており、特に3歳児健診においては、対象児童の約6割が国の塩分目標量を超えている結果となりました。

この結果を踏まえ、来年度は保育園を訪問して、保護者を対象にした減塩講座や尿中塩分が高い成人を対象にした、減塩チャレンジ講座に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の目標であります、3つの目標を設定しております。1つ目は特定健診受診率を50%まで高めること。それから2つ目は特定健診受診者において、上の血圧が160以上または下の血圧が100以上の高血圧2度以上とされる方の割合を5%まで減少させること。3つ目は国民健康保険における脳血管疾患の総医療費に占める割合を3%まで減少させることを設定しております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 今、私耳違ったんだが、国で示してる尿中塩分濃度が3歳児

までの子が国で示したよりも6割多い。え、すぐうちのほうの子供たち、しょっぺものばり食っちゅうってことですか。この辺についてもうちょっと詳しく。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 3歳児健診で尿中塩分検査を実施した児童が151人検査してございます。そのうち国の基準が3.5グラム未満となっております。それで3.5グラム以上の数値が出た方が88人、ですので正確に言いますと58.3%。それを約6割という表現しましたが、88人いるという実態でございますので、親の作った御飯がしょっぱいっていうことになろうかと思えます。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 今のこの現状を打破し、健康にならせるための事業が今これから令和8年まで続けるということですけども、令和8年の目標値もあるもんですか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 来年度の目標値しか手持ちでございませんでした。申し訳ありません。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） この辺こんき今分かっただけで、この次からまたこの辺についてひとつ進めていきたいと思えます。時間もあれですので、これはこれで終わります。

次もちょっとこれ長いもんですので、次の話、不動産登記法改正についての（1）4月から段階的に施行の不動産登記法改正の概要と市民への周知啓発をどう考えているかについてお伺いします。

平成29年12月議会で土地の所有者不明問題で私質問いたしましたですが、今回はその後の法改正など環境が大きく変化したため、改めて質問いたします。今回、所有者不明土地の解消に向けて不動産関係の法律が令和3年に改正され、本年4月から段階的に施行されることとなりました。

そこでお伺いします。まず、この不動産の改正法の種類及びその概要についてお知らせください。また、この改正について広く市民に周知や啓発を図るべきと考えますが、市の考えと取組についてお知らせください。

次に（2）相続登記の義務化と違反の過料10万円以下についてどのように認識しているかについてお伺いします。昨年末から新年にかけて、民放ラジオで盛んに遺産相続をした日から3年以内に登記しないと10万円の過料が発生する。登記は今年のうちにと報じていました。来年の令和6年4月から、相続登記の義務化に伴い、10万円以下の過料という罰則規定が設けられたと聞き及んでいますが、相続登記と過料の内容はどのようなものなのか。また、市民に過料の発生を防ぐための説明などはどのように行うのかお伺いします。

次に（3）未相続農地の使用状況についてお伺いします。実際本市における未相続の土地の最も多いのは農地ではないかと思えます。そこでお伺いします。本市の未相続の農地を相続権者が使用、管理しているものの件数及び面積についてお知らせください。

以上、不動産登記法改正についての3項目についてお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 長内秀樹議員御質問の不動産関係の法改正についてお答えをしま

す。議員御指摘のとおり、所有者不明の土地につきましては、公共事業における土地の利活用の妨げとなること、適正な固定資産税の課税がなされなくなるなどから、当市にとりましても悩ましい問題であります。

議員御指摘のように、このたび民法及び不動産登記法が改正され、本年4月より段階的に新しい制度が施行されてまいります。これらにつきましては所有者不明の土地の解消を目的としたものとして注目しているところであります。

また、今般の改正は個人の財産に係るもので、議員御指摘のとおり、広く市民の皆様に向けて周知や啓発を行うべきものと認識をしております。

不動産登記法改正の概要など、このほかの御質問は財政部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず、不動産登記法改正の概要についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、令和5年4月1日より、民法の改正に伴い、所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わります。所有者が不明な土地や建物に対する財産管理制度や、相続登記がされないままになっている相続財産について、画一的なルールで遺産分割を行う仕組みが創設されます。

次に、令和5年4月27日より、相続土地国庫帰属制度が開始されます。これは、所有者不明土地の発生予防の観点から創設された制度で、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度であります。

さらに、令和6年4月1日より、相続登記申請の義務化と相続人申告登記制度が開始となります。相続登記申請の義務化により、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなり、正当な理由がなく登記申請を行わない場合、10万円以下の過料の対象になるとされました。

また、相続人申告登記制度とは、相続登記申請の義務化に合わせ、より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みとして設けられたもので、登記簿上の所有者の相続人であることを登記官に申し出ることにより、相続人の氏名や住所が登記されるものであります。これにより相続登記申請の義務を履行したことになりますが、所有権移転の登記は別に行う必要があります。

続きまして、法改正の周知啓発についてお答えいたします。今般の制度改正は国が主体となって行うもので、市町村に対しても周知の依頼がありました。当市では、固定資産税納税通知書へのパンフレットの同封、市ホームページや広報紙への制度に関する記事の掲載により、市民の方々への周知啓発を行っていくこととしております。

次に、相続登記が行われない場合の過料についてお答えいたします。過料について青森地方法務局に問合せしたところ、処分は国で行うことは判明しましたが、その他の細部については現時点で未定とのことでありました。当市といたしましても、相続が適正になされ、罰則の処分を受けずに済むことが肝要と考えておりますので、さきの制度改正の周知啓発の中で、罰則規定についてもお知らせしてまいります。

続きまして、未相続の農地を相続権者が使用及び管理しているものについて、地目ごとにお答えします。まず、田につきましては1,878件、面積は275ヘクタールとなっております。

ります。次に、畑につきましては2,642件、面積は331ヘクタールとなっております。合計は4,520件、面積は606ヘクタールとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） だいぶ分かりました。この中で、まず最初に1つ、本市、所有者不明の土地の現状についてお伺いします。今お話いただきました相続者が固定資産税を払っている未相続の田と畑が606ヘクタールですよ。606ヘクタールあると。では、本市におけるこの現状についてお伺いしますが、606ヘクタールってというのは所有者が分からないんだけど相続人的な人がいて、相続予定者が、予定者と言いますか、そういう方がいるというのですけれども、全く相続人がいなくて所有者が不明だと、こういう土地はどのぐらいあるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず、市内の所有者不明土地のうち、その原因について相続放棄によるものが9割以上を占めておりますので、これに絞ってお答えいたしますと、田が17筆で2.9ヘクタール、それから畑が39筆で6.5ヘクタール、それから宅地が59筆で2.5ヘクタール、山林が39筆で17.2ヘクタール、その他の地目も含めた合計は186筆で33.2ヘクタールとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） まず、最初にこういうような数字をちょっと聞きたいと思います。今お話の田、畑という形になりますけれども、これは当市の農地の何%を占めるんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず田につきましては、全体で2,800ヘクタールに対しまして3ヘクタール、その割合は0.11%となっております。次に畑につきましては、全体で2,500ヘクタールに対しまして7ヘクタール、その割合は0.28%となっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） すみません。もう一つ教えてくださいそれじゃあ。この所有者不明の土地、これは、固定資産税は納付されていないものだと思います。分からないんですから恐らくで言ってます。その納付されていないと思いますけど、その金額、件数、それから傾向など分かりましたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 所有者不明の土地につきましては、納税義務者が存在していないため固定資産税の課税を保留としておりますが、令和4年度は名義人の数として31件、税額は97万4000円となっております。最近の傾向といたしましては、相続放棄による課税保留の件数が年々増加している状況になっております。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） だいぶ分かってきました。所有者不明のことは分かりました。

それで、その前のちょっとお話に戻ります。その前のほうの相続権者がいて固定資産税が払われている農地。先ほどお話した606ヘクタールのうちという形になりますよね。仮に相続がされてなくて、そのままいきますと過料が発生するわけですよ。で、周知を徹底させてできるだけその人には相続をしてもらいたいというふうな指導といます

か、お願いといたしますか、そういったことをしていかないと、その人大変なことになるかと思うんですね。その辺については、どういう形でやるつもりだもんですか。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） この件についてはですね、青森地方法務局に確認しましたが、相続登記未申請に係る過料の扱いにつきましては、現時点で詳細が未定であるとのことで、今回の長内秀樹議員の質問の御回答はいたしかねるということで御了承願いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） まだまだ聞きたいこと今回たくさん残しました。残しましたがけれども時間が決められていますのでこれで終わりますけれども。

最後に誠心会会派を代表しまして、本日この席におられます、先ほど答弁を頂きました西谷 司財政部長をはじめ本年3月をもって退職される方が11人いると聞き及んでおります。退職する職員の方々に対し、長きにわたり、旧平賀町、旧尾上町、旧碓ヶ関村時代から始め、今回の平川市まで長く貢献されたことに対して、会派を代表いたしまして感謝と敬意を表し終わります。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、8番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日8日午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時01分 散会